2014.6.3　平成26年度第1回
アカデミック・リンク・セミナー

大学学習資源コンソーシアム(CLR)の設立と今後の展開

学習・教育を目的とした
著作物の利用環境整備をめざして

竹内 比呂也

何が課題だったのか？

- 「権利制限」を明らかに超える利用実態
- 許諾を得ようとすると大変な手間と労力＞非現実的
- 結果的に，不安を抱きつつも「えいや」とやってしまうか，使うのをやめる
- 大学のコンプライアンスという観点では問題

大学学習資源利用モデル研究会
（2012年秋～2014年春）

- 目的
  - 電子情報環境下において，電子的学習資源の製作，共有化を促進し，また学習・教育において著作物を最適に利用できる環境を整備するための検討を行い，具体的な方策を提案する。
- メンバー
  - 大学，大学出版会ほか出版流通関係者が個人として参加
  - オブザーバとして，有識者，大学生協等が参加

これまでの活動

- 活動１:「ガイドライン」の策定
  - 教育機関の立場から，学習・教育における著作物の利用について，著作権者からの許諾を得ることなく利用を可とする（してほしい）範囲と留意事項について提案
- 活動2:著作権管理団体との協議
  - 学習・教育における著作物の利用に関し，著作権管理団体と，なるべく自由に著作物を利用できるようにするための合意に向けた協議を開始

学術著作権協会への提案
―著作物利用のイメージ―

1. コースパックとしての利用
   - 教職員，学生は著作物の全て，またはその一部を複製（電子的複製含む）して教材とする。
2. 授業で用いる教材の一部としての利用
   - 教職員，学生は，プレゼンテーションソフト等で作成する教材に著作物の一部（図表，写真，文章など）を組み入れ，授業の過程で提示する。
3. 自主的学習のための利用
   - 学生は上記1，2の教材，および授業の録画映像を自らの学習のために利用する。

学術著作権協会への提案
―遵守事項―

- 大学は，所属する教職員，学生が上記のような著作物の利用を行う際には，責任をもって以下の事項を遵守させる。

1. 教材の作成にあたっては，題名，著者名などの出所を適切に明示する。
2. 著作物の改変等は，教育上の目的からみて合理的と考えられる範囲とする。
3. 教材の提示，配布，保管，保存，廃棄に関しては，担当教員が責任者として厳格に管理する。
4. 営利を目的とした教材の配布は行わない。
5. 本研究会加盟大学以外の者へ教材の再配布は行わない。

- 大学と著作権管理団体は，著作物の利用状況に関する情報を共有する。

コンソーシアムの概要

- 名称：大学学習資源コンソーシアム（CLR）
- 発足：2014年5月1日
- 参加大学：北海道大学，東北大学，筑波大学，
  千葉大学，東京大学，名古屋大学，
  京都大学，九州大学，慶應義塾大学
- 運営委員長：竹内比呂也（千葉大学）
- 運営委員：吉見俊哉氏（東京大学）ほか
- アドバイザリー・コミッティー：学術出版社，学術情報政策関係者，有識者

高等教育における学習資源の開発と利用の革新的モデルを構築する。

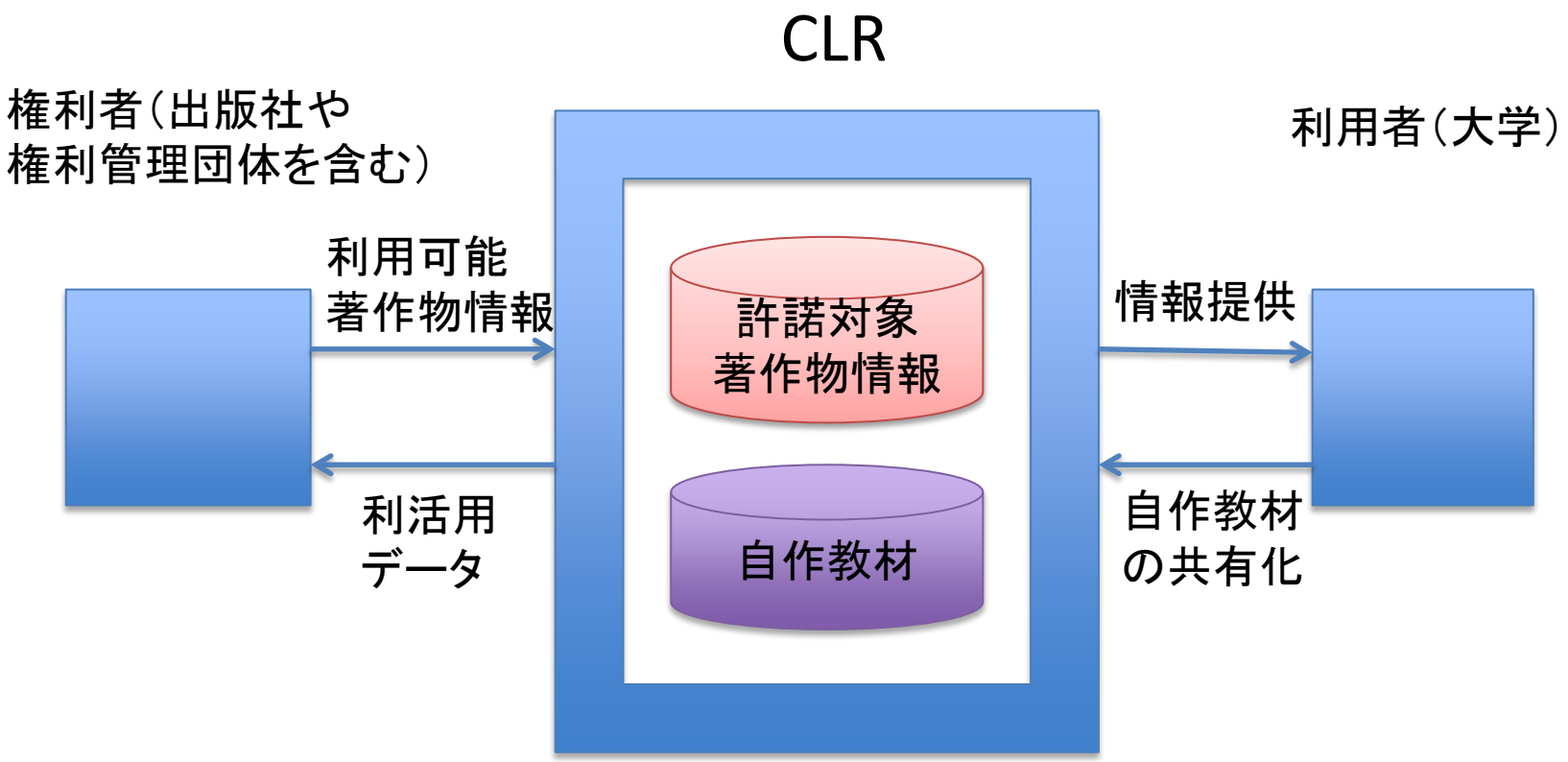

コンソーシアムの今後の活動

- 作業部会を形成して課題に取り組む
  - 非営利著作物の利用許諾
  - 営利著作物の利用・有償許諾を視野にいれたビジネスモデルの検討
  - 情報共有，教材共有化のためのプラットフォームの構築
  - 「利用ガイドライン」の検討・策定